（様式第１号の３）

移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

１　就職・移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県及び富士見町から求められた場合には、それに応じます。

２　富士見町就職・移住学生支援事業交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付を受けた移住学生支援金の全額に対して、それぞれ次に定める額を返還します。

⑴　偽りその他不正の手段により移住学生支援金の交付を受けたことが明らかになっ　た場合：全額

　⑵　申請日から１年以内に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合：全額

　⑶　申請日から１年以内に富士見町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に富士見町に住民票がある場合を除く）：全額

　⑷　申請日から１年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額

⑸　転入日(申請時において既に富士見町に住民登録がされていた者は入社日)から３年未満に町外へ転出した場合：全額

⑹　転入日(申請時において既に富士見町に住民登録がされていた者は入社日)から３年以上５年以内に町外に転出した場合：半額

　　　　年　　月　　日

富士見町長　様

申請者住所

氏名